明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

5　新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、前三項に定めるものを除き、法人の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6　この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第百十三号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第百十六号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）の項中「第47条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」と、「第47条の2第3項第3号」とする。

○財務省令第四十九号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）を実施するため、復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日　　財務大臣　麻生　太郎

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

別表二の記載要領第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配　(1)」の「①について課される復興特別所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける復興特別所得税額　③」の各欄の記載に当たっては、法人が平成28年1月1日以後に支払を受ける所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第9号に規定する公社債の利子、同項第15号に規定する公社債投資信託及び同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の収益の分配並びに資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第230条第1項第2号に規定する社債的受益権の金銭の分配（以下この号において「公社債の利子等」という。）につき課される復興特別所得税の額を含めて記載すること。この場合において、「公社債の利子等　(2)」から「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配　(4)」までの「①について課される復興特別所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける復興特別所得税額　③」の各欄には、当該公社債の利子等につき課される復興特別所得税の額を含めないで記載すること。

附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　改正後の復興特別法人税に関する省令別表二の書式は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度に係る復興特別法人税については、なお従前の例による。